
憲法9条における「国際紛争を解決する手段」について

日本大学危機管理学部 准教授 杉山 幸一

- I はじめに
- II 憲法9条に関する学説
- III 「国際紛争を解決する手段」について
- IV おわりに

I はじめに

戦後、日本国憲法の掲げる平和主義、そしてそれを具体化した憲法9条の下で、日本は警察予備隊から保安隊を創設し、昭和29年（1954年）に自衛隊に改組し、安全保障政策や防衛政策を行ってきた。日本国憲法制定以来、憲法9条の意味について長年にわたり解釈が積み重ねられ、多岐にわたる解釈が存在している。代表的な憲法学者である芦部信喜教授は憲法9条1項で放棄されているのは侵略戦争のみで自衛戦争は可能とする説とすべての戦争を放棄しているとする説があることを著書の中で紹介している¹。また、伊藤正巳教授も「9条1項はあらゆる戦争、武力の行使を禁止したもので自衛戦争も許されないとする」説と「侵略のための戦争や武力の行使を否認したにとどまると解するが、2項後段によって一切の戦争が否認され、その結果、自衛戦争も自衛ための武力の行使も許されないと考える」とする説などを紹介している²。さらに憲法9条の下で国際情勢に合わせて、防衛・安全保障政策は劇的に変化したことを踏まえ、憲法9条の意味が変遷したとする説もある³。また少数説として、憲法9条はすべての「戦争」を放棄するものと解する一方で、自衛のためであれば武力行使を認められると解すものがある⁴。しかし、多くの学説は戦争を侵略と自衛に分けて、どちらを放棄しているか、または区別できないためすべての戦争を放棄しているという点で対立している。この対立の中心は9条1項にある「国際紛争を解決するための手段」という語句である。

そこで、本稿の前提としてあくまで歴史的な事実よりも現在の状況において憲法9条をどのように解釈すべきかに重点を置く。国連憲章は1945年6月26日に署名され、日本は1956年12月18日に加盟した。時系列で見ると、日本国憲法が公布されたのが1946年11月3日であり、公布の時点で国連憲章は既に存在していたということになる。であるならば憲法9条を解釈するには既に存在している国連憲章を基準にすべきである。国連憲章と憲法9条は共に平和を掲げ、武力行使の禁止など憲法9条と類似しているところが多い。ところが憲法9条は多くの学説で侵略戦争を放棄し、自衛戦争を放棄していないなどとするが、このことは国連憲章下での現代国際社会では認識が異な

るのではないか。戦争を分けて考えること自体に現在の状況に整合していないのではないか。ポイントとなる「国際紛争を解決する手段としては」という語句は憲法学説においてあまり議論の対象となっておらず、説明もなされていない。そこで本稿でこの意味を明らかにし、憲法9条の解釈について検討する。

II 憲法9条に関する学説

1 学説

憲法9条

1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」

2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

まず前文で日本国民は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」をした上で、憲法9条1項で「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」とし、戦争放棄の目的を表明したのちに、その目的を実現するために「国権の発動たる戦争」「武力による威嚇」「武力行使」の3つを「国際紛争を解決する手段として」放棄する。そして、これを実現するための具体的な方法として2項で「戦力不保持」「交戦権の否認」を規定した。

様々な憲法の基本書によると「国権の発動たる戦争」とは、「単に戦争というのと同じ意味である」とし、「宣戦布告または最後通牒によって戦意が表明された戦時国際法規の適用を受けるもの」といい、「武力の行使」とは事実上の戦争、実質的意味の戦争のことであり、「武力による威嚇」とは武力を背景にして自国の主張を相手国に強要することであるとする⁵。

特に憲法9条の解釈についておおよそ3つの学説に分けることができる⁶。それは①全面放棄説と②限定放棄説である。①全面放棄説は、憲法9条にある「国際紛争を解決する手段としては」という留保について、おおよそ戦争はすべて国際紛争を解決する手段としてなされるものであり、戦争を「侵略」「自衛」といった峻別をすることは不可能であるため、1項における戦争放棄は自衛戦争を含めたすべての戦争が放棄されているとする。それゆえ、その目的を達成するために戦力を保持しないとす。また、国連憲章（51条）が認めている自衛のため措置（自衛権行使）は自衛戦争と同じに解されることもある⁷。

②限定放棄説は、①と異なり1項における戦争放棄は「国際紛争を解決する手段としては」という留保がついていることに着目して、この文言は従来国際法上では、不戦条約で用いられている「国家の政策の手段としての戦争」と同じ意味であり、具体的には、侵略戦争を意味するとされる。そこで、1項ではこの留保を重視して侵略戦争のみを放棄し、自衛戦争は放棄されていないと

解する。そして、2項の「前項の目的」とは、「侵略戦争放棄という目的を達するため」ということであり、したがって、2項は、侵略戦争のための戦力は保持しないとの意であり、また交戦権の否認は交戦国がもつ諸権利は認めないとの意を述べるにとどまると解する。つまり、自衛戦争のためならば自衛戦力あるいは自衛力を持つことを否定しないということである⁸。

さらに③2項全面放棄説（遂行不能説）があり、ここでは1項は限定放棄説と同じように不戦条約の文言から侵略戦争を放棄しているとし、自衛戦争は放棄していないとする。しかし、結局2項において戦力保持を禁止し、交戦権も否認している以上、戦う力がなく、戦争する権利すら放棄しているためいくら「自衛戦争」は放棄していないといっても事実上戦争はできないことになり、すべての戦争などを放棄しているに等しいということになる⁹。

この学説の対立の中心になるのが「国際紛争を解決する手段としては」という留保の語句である。この手段として、憲法9条では国権の発動たる戦争、武力行使または威嚇を放棄している。この文言は「締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言スル」とした、不戦条約1条に由来し、国際紛争解決のための戦争及び国家の政策手段としての戦争¹⁰を禁止したものと同一であると多くの基本書で説明されている。この文言は伝統的な国際法上の用例として「侵略戦争」を意味すると解し、これに基づき学説では9条1項は侵略戦争だけを放棄しているのか、この解釈にとらわれず全面的に戦争を放棄しているのかを軸に対立している。つまり、不戦条約を伝統的な国際法の解釈として、これを基準に戦争の目的で分けるか否か前提となっている。

2 憲法学説の少数説

ただ学説の一部には上記の学説とは違うものもある。覚道教授は現代の国際法に準拠した解釈をしている。しかし、少数派にとどまり、憲法の教科書や書籍などにはあまり登場しない。同教授は、戦争は国際法規に従うが、武力の行使をはじめとするあらゆる手段によって相手国が降伏するまでこれを攻撃することであって、自衛戦争もその発生原因あるいは遂行の目的が自衛ということではあるが、戦争である以上相手国が降伏するまで行うものである。それゆえ、戦争はどのような目的であれ、「国権の発動」として行われるものであり、自衛戦争も含めてすべて放棄したものと解する。しかし、このことは自衛権の否定を意味しない。自衛権は国際法上認められたものであって、国家が独立する以上当然有するものと考えられる。自衛権の行使は自衛戦争とは同一ではないとする¹¹。この学説は、戦争は全面放棄するという点で①と同じように見えるが、「侵略」「自衛」の区別ができないため、すべての戦争を放棄するというのではなく、自衛戦争は自衛とはいえず「国権の発動」による戦争である以上放棄すると解する。そして、戦争は放棄するとしている一方で、自衛権行使＝戦争ではないとする。これらの点で①の全面放棄説の一部と異なる。だからこそ、憲法9条1項は「すべての戦争と、国際紛争を解決する手段としての武力による威嚇または武力の行使は永久に行わないことを定めたもの」¹²とする。同教授は「国際紛争を解決する手段としては」

という留保が「国権の発動たる戦争」にはかからないと解釈している。これは、日本国憲法の英文¹³に基づくとする。ただ、憲法9条の日本語では「国際紛争を解決する手段としては」が「国権の発動たる戦争」に係ることは明白であるので、英文を決め手にしたこの学説は妥当ではないとする批判がある¹⁴。確かにこの点において覚道教授の学説は苦しいものであるが、この留保がどこに関わるのかは別にして、戦争のとらえ方、他の学説とは異なり国連の下にある国際社会における国際法を前提に9条を解していることは大きな違いであり、現在の国際社会の中の憲法9条をとらえているといえよう¹⁵。

3 問題点

憲法9条の解釈、とりわけ1項をめぐる学説の対立はおもに「国際紛争を解決する手段としては」という語句にある。これは不戦条約1条の語句「国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スル」に由来し、侵略戦争を意味しており、これが伝統的な国際法の解釈であり、これを前提に憲法9条の「国際紛争を解決する手段としては」の意味を侵略戦争と解している。その結果、国際紛争を解決する手段としての戦争以外の戦争、すなわち自国を守るための自衛戦争は放棄されない（限定放棄説、2項全面放棄説）につながっていく。また、全面放棄説においてもこの伝統的な国際法の解釈にとらわれず、おおよそ戦争は国際紛争を解決する手段として行われるものとしているため、侵略戦争と自衛戦争との区別は明確でなく、自衛と称して侵略戦争も行われてきた以上、目的別に分けないとする。結局、これら従来憲法学説は不戦条約を基準に考えていることがわかる。

このように不戦条約の「国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ」、「国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争」は侵略戦争を意味すると解しているため、戦争などの武力行使を目的別にして自衛戦争について論じる必要が出てきたとみることができる。しかし現代国際法では戦争の違法化がより一層進んでいる。いわゆる「国際法の構造転換」が20世紀に起こったからである。不戦条約は初めて戦争を一般的に禁止した条約であったが、あくまで戦争を禁止しただけであり、武力行使一般ではなかった。さらに平和的解決義務を加盟国に課していても、その具体性に欠け、抽象的な義務にとどまっていた。そのため、不戦条約後も各国は自衛、自己保存、在外国民保護など、当時の国際法上「戦争」に当たらないとされた武力行使に頻りに訴えた¹⁶。そして少なくとも不戦条約は第2次世界大戦を引き起こし失敗した。第2次世界大戦後、連合国は二度と世界大戦を起こしてはならないという強い決意の下に、国際連合を設立した。ここでは不戦条約よりも徹底した戦争違法化を確立し、平和的解決義務を加盟各国に課し（憲章2条3項）、第6章平和的解決手続と第7章強制措置（集団安全保障体制）について国連憲章に定めた。さらに国連憲章は「戦争」という文言を使わず、「武力行使」と「武力による威嚇」を一般的に禁止し、戦争に至らない武力行使を許容した不戦条約の反省を踏まえた内容となっている。つまり、現代の国際法は不戦条約の時代よりも戦争・武力行使について厳しく禁止している。

そして、日本国憲法はこの国際法の下に存在している。ところが、前述のような「国際紛争を解決する手段」＝侵略目的の戦争とする不戦条約に依拠し、これを受け憲法学説は侵略・自衛と分けて9条を解釈することになってしまっている。そうではなく、不戦条約の反省を踏まえた国連憲章を意識すべきであろう。日本も現代の国際法を中心である国連憲章の元にある国際社会の一員である以上、国連憲章体制のもとでの解釈すべきところ、不戦条約を基準に解釈していることが問題といえよう。戦争の全面違法化の時期に制定された日本国憲法の条文を、不戦条約に依拠し解さなければならぬ必然性はない¹⁷。憲法学の解釈がこの状況であるからこそ、国連憲章による厳しい戦争違法化の時代に自衛戦争は合憲と解され、国連憲章で認められている制限的な自衛権（憲章51条）は認められているにも関わらず、自衛権＝自衛の戦争をなす権利と解してしまう¹⁸事態まで生じてしまっている。歴史的には憲法学説がいうように自衛のための戦争や国際紛争を解決するための武力行使は認められていたであろうが、現代の国際法ではすでにそれよりも厳しく規制されている状況であり、それを反映せずに基本書などで上記学説が憲法9条の解釈として説明がなされている。そこで、不戦条約に依拠しないのであれば、改めて「国際紛争を解決する手段」の意味を考える必要がある。

Ⅲ 「国際紛争を解決する手段」について

1 国際紛争と武力衝突

前述のように憲法9条を解釈する際にキーワードとなるのが「国際紛争を解決する手段としては」である。そもそも「国際紛争」とは何か。政府によると「国家又は国家に準ずる組織の間で特定の問題について意見を異にし、互いに自己の意見を主張して譲らず、対立している状態」¹⁹をいう。国家は自国の価値観で行動し、自国の利益のために存在する。その利益は他国と必ずしも共有するものではなく、利害が一致しなければ対立することにもなる。その対立になった場合、国家の指導者は国民の生命、安全を守るため行動することになる。

さらに、国際関係法辞典によれば「紛争」とは言葉を通じて行われる争いであり、争いの一局面である。争いの表現として、紛争と武力衝突とは対極的であるとされる²⁰。つまり、紛争は文化摩擦、経済・貿易摩擦などの非武力衝突のことをいい、武力衝突を含まないとしている。この意味において国連憲章は1条1項で「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること」として、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為などに対しては集団的措置、国際紛争の解決等は平和的手段によるとする。国連憲章は国際紛争に対しては基本的に外交交渉が第1次的に行われるものとしている。国際紛争において交渉がうまくいかず、他国との間の文化摩擦、経済・貿易摩擦などについて武力を持って解決を図ることを国

連憲章は禁止する。憲章2条4項で「その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」としている。この2つの条文からもわかるようにこの解決については、国連憲章は加盟国に平和的解決を義務づけ、とにかく国家の意思（国権の発動）で武力をもって紛争を解決することを禁止している。もし当事国で紛争が解決できなかった場合は安全保障理事会にその解決を付託しなければならない（37条）。さらに平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を安全保障理事会が決定した場合、その措置（39条）は「兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる」（41条）とし、非軍事的措置を第一とする。ただし、その措置が不十分の場合に軍事的措置（42条）としている。国連が中心となって国際紛争を解決することになる。

武力衝突の場合は「平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧」のために国連が集団措置をとることになる。さらに国連憲章51条に従い、自衛権を認め、武力攻撃が発生した場合これに対抗するために各国は自衛権を根拠に武力行使を行うことが認められている。51条は「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」としている。この武力行使はあくまで「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」とする期限付きのものであり、制限的な自衛権となる。武力攻撃に対して自国の武力をもって現状維持あるいは原状回復（領域に対する侵略の排除）することを目的とする。他国からの武力攻撃を押し返し、さらに追い打ちをかけ相手をせん滅し、武力衝突を解決してしまうと、それは過剰防衛となり、場合によっては自衛権を行使した国が侵略行為（違法行為）を行ったと認定されてしまう恐れがある。あくまで、自衛権の行使は安保理が前述の集団措置をとるまでの間、武力攻撃（侵略行為）に対処するための武力行使である。したがって、自衛権行使は原状回復または均衡状態の維持を目的することになる。つまり、不戦条約での自衛措置（正当化できる理由のある自衛戦争など）とは異なる。自衛権（個別的又は集団的自衛）による武力行使は国際紛争解決を目的とせず、国連憲章により制限されているものである。

以上のように、国連憲章は国際紛争と武力衝突を分けて考え、それぞれの対処について規定している。あくまで国際紛争とは、非武力衝突のものをいう。

2 憲法9条における「国際紛争」と「武力衝突」

上記のように「国際紛争」の「紛争」は、国際法では武力衝突を含まないとする。憲法学説は限定放棄説や2項全面放棄説のように「国際紛争を解決」するための手段として戦争・武力行使及び威嚇行為を放棄するものの、「自衛戦争」は放棄していないとする。つまり、一部の憲法学説では「攻め込まれてきたら反撃する」とする自衛戦争について言及しているので、国際紛争に武力衝突を含んでいることを前提とし、その手段について議論していることになる。「国際紛争」に武力衝突を含めないとする国際法と武力攻撃の手段に言及し、武力衝突を紛争に含んでいる憲法学説とのズレが生じてしまっている。

「国際紛争」である文化摩擦、経済・貿易摩擦など非武力衝突の場合は当然平和的解決、すなわち外交交渉をもって解決することになる。しかし、外交交渉がうまくいかなかったときにこの国際紛争を解決する手段として戦争をはじめとした武力行使や武力の利用を禁止する。この外交交渉がうまくいかず、自国の利益を守るため紛争解決に武力行使をすれば、いくら自存自衛のためとはいえ、当然国連憲章で認められるものではない。つまりこれは国権の発動たる武力行使（戦争など）であり、自衛戦争ということになる。

以上のように国際紛争を考えた場合、憲法9条は他国と対立（非武力衝突）をしたとしても、この対立を解決する手段として国権の発動たる戦争と武力の威嚇又は行使を放棄しているとする。つまり、戦争をはじめとする武力を用いて紛争を解決する事は許されない。憲法9条を解釈する場合、国連憲章ではそもそも戦争をはじめとした武力による国際紛争解決を禁止している以上、これを基準にすべきである。ここではすでに自衛戦争も侵略戦争もない。要するに憲法9条1項は政府に対して国際紛争解決に武力を用いることを禁止している条文である。

そして、2項で「前項の目的を達するため」戦力不保持と交戦権の否認を規定している。日本は1項で「国際紛争を解決するため」に武力行使全般を放棄している以上、国際法に反する武力攻撃（戦争など）は当然できない。これに用いるための武力、すなわち戦力は保持できず、国権の発動による戦争を放棄しているので、戦争する権利たる交戦権を否認するのは当然である。戦力とは「国際紛争を解決する手段」を実行するためのものであり、まさに戦争を遂行する能力（War Potential）といえる。これについて政府解釈は戦力について「自衛のための必要最小限度もの」とし、その限度は、その時々国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わる相対的な面があると²¹。戦力とは武力の用い方であり、「国際紛争を解決する手段」に使うかどうかである。「国際紛争を解決する手段」として武力を用いることは前述のように国連憲章で禁止されており、憲法9条1項でも国際紛争解決の手段として「国権の発動たる戦争」、「武力の威嚇」を永久に放棄している。

一方で武力衝突については国連憲章2条4項「その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」とされている以上、武力衝突を終わら

せるために国権を発動し、国権が主導して武力行使をすることは国連憲章に反することになる。あくまで武力攻撃に対しては自衛権（51条）により均衡を保つか、自国の領域から排除するかであり、この武力攻撃に対して自衛を名目に武力行使で対抗し、相手が降伏・全滅あるいは降伏することで武力衝突を終わらせる事は過剰防衛となり許されない。これは現代の自衛権の濫用であり、自衛のための戦争・武力行使、すなわち自衛戦争²²といえる。したがって、自衛戦争は除くといった憲法学説上の議論はすでに現代国際法においては通用しないものである。

日本も侵略行為（違法な武力攻撃）に対しては国連憲章に基づき安保理が措置を講じる間、自衛権による武力行使は認められるが、当然過剰な武力行使をしてはならない。あくまで武力衝突の均衡を保つまたは原状回復ために自衛権は行使され、武力衝突そのものの解決は安保理が措置を講じることになる。日本政府は、憲法9条は自衛権については否定していないという立場をとっている²³。ただ自衛権の行使の根拠を憲法9条に求めることはできない。9条はあくまで非武力衝突である国際紛争を解決するための手段を放棄する以上、自衛権の出番はない。自衛権が行使できるのは、他国からの武力攻撃（侵略行為）があった場合に限られるため、国際紛争に武力衝突を含まない以上、自衛権の行使の根拠になり得ない。そこで、憲法98条2項に求め、同条は「憲法上の一種の法の欠缺を国際法で補完すること明示したもの」と解する²⁴。ただ、その自衛権の行使の仕方、とりわけ集団的自衛権について制限をかけたりののは、政策の問題であり、現在の国連における日本の立場、敵国条項などを考慮し、憲法9条の下で可能とはいえ、政策的に制限することは可能といえる²⁵。国際協調主義を掲げた98条2項は自衛権に直接言及したものではないが、日本は国連憲章という国際法を遵守するということになる。これは結果的に日本が自衛権を行使できる根拠になり得よう。

さらに憲法12条では憲法で保障する国民の人権は「国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」、13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定する。特に13条から自衛権を導き出すことはできるであろう。砂川事件においても9条は「同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない」²⁶として言及しているように、国家が他国からの武力攻撃により崩壊してしまつては、国民の人権保障はままならなくなる。このような事態を避けるためにも、国民は不断の努力（12条）により自分たちを守る政府や国会を作り上げ、さらに国民から信託されて政府や国会は国民の権利を守るためにあらゆる措置を講じて最大の尊重をしなければならない。あらゆる措置の中には自衛権に基づく武力行使により当面の間国民を守ることも含まれていると解することができる。

憲法9条にいう「国際紛争を解決する手段としては」という留保は非武力衝突を武力で解決することを禁止する国連憲章の目的と合致するものである。

IV おわりに

国際法の歴史の流れを捉え、その意味や意義を見出し憲法解釈してきたという点では、従来の憲法学説は意味あるといえる。しかし、現在の国際法の状況と憲法学説は一致していないといえよう。国際法では国家は武力による国際紛争解決（非武力）は禁止され、平和的な手段で解決することが義務付けられている。つまり、国家は自らの国権を発動して戦争をはじめとした武力行使全般は国際紛争を解決する手段として行ってはならない。さらに武力攻撃がなされた場合、国連憲章の下で制限された自衛権を行使することになる。憲法においても憲法98条や13条などを根拠にその武力攻撃に対処するべく自衛権を行使することになる。したがって憲法9条の解釈において国際紛争を解決する手段＝侵略戦争といったものではなく、紛争解決の手段として侵略・自衛戦争と分ける国際法上の慣行を用いるか否かで解釈すべきものではない。とにかく憲法9条は紛争解決（非武力衝突）に武力を用いて解決を図ることを禁止することである。

憲法9条1項は国際紛争を解決する手段を制限した条文であり、列挙された手段の放棄を規定した条文である。そしてそれを実現するための手段として戦力不保持を2項で規定し、武力の用い方について制限を加えている。

武力衝突の場合、自衛権行使に関する憲法上の根拠や内容については、文字数の関係から詳論を避けた。次稿以降にこの点について検討したい。

¹ 芦部信喜（1992）『憲法学 1 憲法総論』、有斐閣、57頁以下。

² 伊藤正巳（2006年）『憲法入門』有斐閣109頁以下。

³ 例えば、橋本公亘教授は「憲法制定当初わが国は非武装化が可能でありそれを実行したが、冷戦が激化し、朝鮮戦争の勃発などにより事情が変化し、国際社会はわが国に武装を要求するようになった」【橋本公亘（1980）『日本国憲法』、有斐閣、430頁】

⁴ 覚道豊治（1973）『法律学全書1 憲法』、ミネルヴァ書房、313頁。

⁵ 芦部信喜（2011）『憲法（第5版）』、岩波書店、56頁～57頁。佐藤幸治（2011）『日本国憲法論』、成文堂、91頁。渋谷秀樹（2013年）『憲法（第2版）』、有斐閣、69頁など。

⁶ 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利（2012年）『憲法 I 〔第5版〕』、有斐閣、165頁-167頁。芦部（2011年）57頁。樋口（2013年）『憲法〔第3版〕』、創文社、139頁-142頁。宮沢俊義（1993年）『全訂 日本国憲法』、日本評論社、161頁-165頁。浦部法穂『憲法学教室〔全訂第2版〕』、日本評論社、408頁-409頁など。

⁷ 清宮四郎（1979）『法律学全集3 憲法 I 〔第3版〕』、有斐閣、112～115頁。

⁸ 佐々木惣一（1953）『憲法大義』、有斐閣、72頁。

⁹ 佐藤功（1996）『日本国憲法概説（全訂第5版）』83頁。浦部（2007）、400頁。

¹⁰ 芦部教授は不戦条約1条の「国際紛争を解決する手段としての戦争」とは、「国家の政策の手段としての戦争」と同じ意味であるとしている。

¹¹ 覚道（1973）、313頁。

¹² 同上、313頁。

- ¹³ 「Article 9. Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.」について「そして戦争はすべて国権の発動として行われるが、憲法はかかるすべての戦争と、国際紛争を解決する手段としての武力による威嚇または武力の行使は永久に行わないことを定めたものである。」【覚道（1973）、313頁】
- ¹⁴ 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利（2012年）『憲法I〔第5版〕』、有斐閣、165頁。
- ¹⁵ ただし、国連憲章の内容を忠実に反映しているのは、英文であろう。英文では「国権の発動たる戦争」と国際紛争を解決するための手段として「武力による威嚇又は行使」を放棄するとしている。国連憲章は、戦争は違法とした不戦条約をさらに進化させ、戦争を含めた武力一般を禁止している。戦争はいかなる理由であれ違法であり、自衛権は国際紛争を解決する手段ではないので、その武力行使は認められる。
- ¹⁶ 大沼保昭（2018年）『国際法』、筑摩書房、302頁
- ¹⁷ 渋谷（2013年）70頁。
- ¹⁸ 佐藤（1996年）86頁。
- ¹⁹ 平成14年2月5日（内閣衆質153第27号）2頁。
- ²⁰ 国際法学会編（2005年）『国際関係法辞典第2版』、三省堂、767頁。
- ²¹ 防衛省『令和2年度版防衛白書』200頁。（<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2020/pdf/R02000032.pdf>）
- ²² 自衛戦争は自衛権に基づく場合もあるが、自衛戦争は①武力衝突、侵略（＝国際紛争）に対してこれを排除するために国家の意思によって自衛権を行使して行われる戦争であり、侵略による武力行使を排除し、その終わりも国権（つまり国家の意思）で判断することになる。憲法9条は「国際紛争を解決する手段として」国権の発動たる戦争、武力の威嚇又は行使を放棄しているのだから、当然この自衛戦争は国権の発動たる戦争であり、放棄していると解することができる。紛争解決に武力を用いている点で国連憲章に反し、さらにその内容を反映している憲法9条に違反する行為でもある。
- ²³ 平成14年2月5日「衆議院議員金田誠一君提出「戦争」、「紛争」、「武力の行使」等の違いに関する質問に対する答弁書」（内閣衆質153第27号）3頁。
日本政府は自衛権行使について、国連憲章よりもさらに厳しく制限をかけている。それが集団的自衛権行使の要件である（「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」）。
- ²⁴ 齋藤洋（2007年）「憲法9条の解釈」『憲法研究』第39号58頁。
- ²⁵ 第二次大戦中に連合国の敵国であった国（日本やドイツ）が、再侵略をする、あるいは侵略政策を再現する同盟などを結んだ場合、国連加盟国は、安保理の許可なく旧敵国に対して武力行使することが許されている。つまり、いくら日本が憲章により武力行使を認められるとしても、使い方を間違えれば国際連合加盟国などは、安保理の許可がなくとも当該国に対して軍事制裁を科すことができる。だからこそ、日本国憲法9条で国連憲章を意識して解釈し、さらに自衛権の行使について制限をかけていると解することができる。
- ²⁶ 最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁。